

# 株式会社愛媛建築住宅センター

## 評価業務規程

### 第一章 総 則

#### (趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社愛媛建築住宅センター（以下「当社」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

#### (基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

#### (評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(4) 社長が定める日

3 評価の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場所その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

#### (事務所の所在地及び、その業務区域)

第4条 評価業務を行う事務所の所在地及び業務区域は次の表に定めるとおりとする。

名 称	所 在 地	業 務 区 域
本社	松山市三番町四丁目4番地7	
東予支店	西条市大町1412番地2	愛媛県全域
南予支店	大洲市東大洲459番地3	

#### (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第5条 当社は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）

以下「施行規則」という。) 第9条第1項第1号から第3号までに定める区分に  
係る評価の業務を行うものとする。

## 第2章 設計住宅性能評価の実施方法

### (設計住宅性能評価の申請)

- 第6条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
  - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあたっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当社が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更にかかるもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当社において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)

### (設計住宅性能評価の受理及び契約)

- 第7条 当社は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第5条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当社は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当社は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するも

のとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は当社の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当社に提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払い期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払い方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
  - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当社に帰すことのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当社に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当社が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他当社に帰すべき事由により当該契約を解除したこと  
ときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
  - (d) 当社は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払い期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより、当該契約を解除することができるこ
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当社が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (設計住宅性能評価)

- 第8条 当社は、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社愛媛建築住宅センター住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請書又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当社は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第9条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当社に提出する。
- 2 前項の場合においては、当社は、設計住宅性能評価を中止し、設計性能評価提出書類を申請者に返却する。

#### (設計評価提出図書の変更)

- 第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当社に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当社が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価の申請をしなければならない。

#### (設計住宅性能評価書の交付)

- 第11条 当社は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認められるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請書の協力が得られなかつたことその他当社に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかつたとき。
- (5) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
- 3 当社は第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととし

た場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に  
対してその旨、書面をもって通知する。

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

#### (建設住宅性能評価の申請)

- 第12条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下単に「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当社に対し、次の各号（当社において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあたっては、（2）を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
  - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
  - (3) 施工状況報告書の様式
  - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当社に対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当社において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
  - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
  - (3) 施行規則第1条第7号に掲げる住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項に関する申告書
  - (4) 評価方法基準第4の3（1）イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
  - (5) 評価方法基準第4の3（1）ロの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ（1）若しくはハ（2）に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当社に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

- 第13条 当社は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第5条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 形式上の不備がないこと。
  - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当社は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当社は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
  - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 申請者は、当社の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当社に提供しなければならないこと。
    - (b) 申請者は、当社の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
  - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 評価料金の額に関すること。
    - (b) 評価料金の支払い期日に関すること。
    - (c) 評価料金の支払い方法に関すること。
  - (4) 評価の業務の期日にに関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 建設評価住宅性能評価書を交付し、又は、建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
    - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当社に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
    - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあたっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当社に提出しないときは、業務期日を延期できること。
  - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならぬものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当社に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は当社が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当社に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当社は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払い期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができるこ
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求することができるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当社が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (建設住宅性能評価)

- 第14条 当社は、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社愛媛建築住宅センター住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるとときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後で、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上で再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。

- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当社は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第15条 申請者は、当社に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記第1号様式により通知しなければならないものとする。
- 2 当社は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当社に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならぬものとする。
- 5 当社は、検査を行ったときは、遅滞なく施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第16条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当社に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当社は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第17条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当社に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当社が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第18条 当社は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
  - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りではない。
  - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたこと、検査時期に必要な検査を行えなかつたことその他当社に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかつたとき。
  - (6) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。
- 2 第11条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当社は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

#### 第4章 評価員等

##### (評価員の選任)

- 第19条 当社の長は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を終了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年見直しを行うものとする。

##### (評価員の解任)

- 第20条 当社の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えられないと認めるとき。

##### (評価員の配置)

- 第21条 評価の業務を実施するため、評価員を次のように配置する。

本社・支店	配置評価員数
本社	6名以上
東予支店	2名以上
南予支店	2名以上

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 本社、又は各支店の評価員が止むを得ない事情により、評価の業務を実施できない場合にあっては、本社、又は支店の評価員が臨時に評価の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本社、又は支店において当該評価の業務を行う。
- 4 当社は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な処置を構ずる。

(評価員の教育)

- 第22条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、当社の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

- 第23条 評価の業務に従事する職員を、第21条第1項の規定により配置された評価員を含め、株式会社愛媛建築住宅センターに10人以上配置する。
- 2 当社は、代表取締役社長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
  - 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第24条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は別記第2号様式による。

(秘密保持義務)

- 第25条 当社の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

- 第26条 申請者は、別表2、別表3及び別表4に定める評価料金を、銀行振込により収納する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第27条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当社が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
  - (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当社が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
  - (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
  - (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
  - (5) 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく住宅の検査で、同法に定める基準に適合することを証明する適合証明業務を行うとき。
  - (6) 住宅性能評価の申請とともに、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険の業務を行うとき。
  - (7) 設計住宅性能評価の申請とともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良建築等計画に係る技術審査の事前審査を行うとき。
  - (8) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できることと当社が判断したとき。
  - (9) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
  - (10) 戸建て住宅にあっては年間に50戸以上、共同住宅等にあっては年間に50戸以上の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できると当社の長が判断したとき。
  - (11) 当社が定める期間内あるいは特定地域において、一定回数以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、評価の業務が効率的に実施できると当社が判断したとき。
  - (12) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
  - (13) 住宅性能評価の業務について、年間契約する場合
  - (14) あらかじめ当社の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- 2 前項（1）から（5）の減額については別表5に定め、その他（6）から（14）の減額については、別途協議できるものとする。

(評価料金の返還)

第28条 収納した評価料金は、返還しない。ただし当社の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかつた場合には、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず建設住宅性能評価申請のために納入された評価料金の場合は、別表6に基づき評価料の一部を返還することができる。

(負担金の納付)

第29条 当社は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第6章 雜則

(登録の区分等の掲示)

第30条 当社は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第31条 当社は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当社のホームページ([URL:http://www.ehime-center.co.jp](http://www.ehime-center.co.jp))において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第32条 当社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第33条 利害関係人は、当社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)の請求をするには、1枚につき100円を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(帳簿及び書類の保存)

第34条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、次に掲げるものとする。

(1) 法第19条1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。)  
5年間

- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

- 第35条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れる事のない方法で行う。
- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(評価の業務に関する公正の確保)

- 第36条 当社の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- 2 当社の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- (1) 設計に関する業務  
(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務  
(3) 建設工事に関する業務  
(4) 工事監理に関する業務
- 3 当社の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合  
(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（1）、（2）、（3）または（4）に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

- 第37条 当社は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間3000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第38条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、当社に相談をすることができる。この場合においては、当社は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月21日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月6日から施行する。

この規程は、平成21年6月25日から施行する。

この規程は、平成21年12月22日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月14日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年12月1日から施行する。

別表1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	当社の登録番号
4～5桁目	当社の事務所毎に付する番号「00」
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）

11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

### 性能評価料金

別表2 設計住宅性能評価の申請料金

(消費税別)

	(い) 床面積の合計	(ろ)手数料の額(円)
戸 建 住 宅	100 m <sup>2</sup> 以内	32,000
	100 m <sup>2</sup> を越え 200 m <sup>2</sup> 以内	38,000
	200 m <sup>2</sup> を越え 500 m <sup>2</sup> 以内	43,000
	500 m <sup>2</sup> を越えるもの	50,000
共 同 住 宅	500 m <sup>2</sup> 以内	42,000+M×3,000
	500 m <sup>2</sup> を越え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	64,000+M×3,000
	1,000 m <sup>2</sup> を越え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	94,000+M×3,000
	2,000 m <sup>2</sup> を越え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	230,000+M×3,000
	5,000 m <sup>2</sup> を越え 8,000 m <sup>2</sup> 以内	270,000+M×3,000
	8,000 m <sup>2</sup> を越え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	300,000+M×3,000
	10,000 m <sup>2</sup> を越え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	360,000+M×3,000
	20,000 m <sup>2</sup> を越え 30,000 m <sup>2</sup> 以内	430,000+M×3,000
	30,000 m <sup>2</sup> を越え 40,000 m <sup>2</sup> 以内	520,000+M×3,000
	40,000 m <sup>2</sup> を越え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	620,000+M×3,000
	50,000 m <sup>2</sup> を越えるもの	700,000+M×3,000

\* M : 評価対象戸数とする。

別表3 建設住宅性能評価の申請料金

(消費税別)

	(い) 床面積の合計	(ろ)手数料の額(円)
戸 建 住	100 m <sup>2</sup> 以内	72,000
	100 m <sup>2</sup> を越え 200 m <sup>2</sup> 以内	78,000
	200 m <sup>2</sup> を越え 500 m <sup>2</sup> 以内	91,000

宅	500 m <sup>2</sup> を越えるもの	110,000
共同住宅	500 m <sup>2</sup> 以内	70,000 + M × 5,000
	500 m <sup>2</sup> を越え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	130,000 + M × 5,000
	1,000 m <sup>2</sup> を越え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	170,000 + M × 5,000
	2,000 m <sup>2</sup> を越え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	230,000 + M × 5,000
	5,000 m <sup>2</sup> を越え 8,000 m <sup>2</sup> 以内	270,000 + M × 5,000
	8,000 m <sup>2</sup> を越え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	300,000 + M × 5,000
	10,000 m <sup>2</sup> を越え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	370,000 + M × 5,000
	20,000 m <sup>2</sup> を越え 30,000 m <sup>2</sup> 以内	450,000 + M × 5,000
	30,000 m <sup>2</sup> を越え 40,000 m <sup>2</sup> 以内	540,000 + M × 5,000
	40,000 m <sup>2</sup> を越え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	660,000 + M × 5,000
	50,000 m <sup>2</sup> を越えるもの	860,000 + M × 5,000
建設住宅性能評価手数料は、本表（ろ）に掲げる手数料の額に下記負担金等を加算した額とする。		
（下記）紛争処理負担金		一戸あたり 4,000 円

追加項目	追加料金（戸建）	追加料金（共同）
火災時の安全に関すること	1,000	M × 1,000
空気環境に関すること	1,000	M × 1,000
光・視環境に関すること	1,000	M × 1,000
音環境に関すること	1,000	M × 1,000
高齢者等への配慮に関すること	1,000	M × 1,000
防犯に関すること	1,000	M × 1,000

\*複数追加の場合は、追加の合計金額から 20% 減額

\*追加項目の料金は、設計評価、建設評価それぞれに加算する

\*M：評価対象戸数とする。

※遠隔地は別途出張旅費をいただきます。

別表4 既存住宅性能評価の申請料金 (一戸建て住宅に限る)

(消費税別)

摘要	数量	手数料の額(円)	備考
現況検査（設計図書あり）		59,000	
特定現況検査（〃）		28,500	
個別性能			
1. 構造の安定に関すること	1式	40,000	※
2. 火災時の安全に関すること	1式	5,700	

3．劣化の軽減に関すること	1式	5,700	
4．維持管理・更新に関すること	1式	5,700	
5．省エネ（断熱等性能等級）	1式	19,000	※
6．省エネ（1次エネルギー消費量等級）	1式	23,800	※
7．空気環境に関すること	1式	5,700	
8．光・視環境に関すること	1式	5,700	※
9．高齢者等への配慮に関すること	1式	5,700	
10．防犯に関すること	1式	5,700	

※各計算書がない場合は別途費用が必要です。

- この金額は、評価方法基準第4の3（1）ロに定める設計図書がある場合に限ります。設計図書がない場合は別途見積りとなります。
- 共同住宅等は別途見積りとなります。

別表5 評価料金の減額

		減額割合			
設計住宅 性能評価	型式認定	20%			
	製造者認証				
建設住宅 性能評価	型式認定	30%			
	製造者認証				
建設住宅 性能評価	製造者認証	20%	30%	30%	40%
	中間検査				
	完了検査	3回	30%	40%	50%
	中間検査 完了検査		40%		
	製造者認証	中間検査 完了検査	フラット35 フラット35S		

別表6 建設住宅性能評価申請における契約の取り下げ及び解除を行った場合に返還する評価料金

申請の取り下げを行った時期	評価料金に乗ずる率
第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査の前日まで	0.2
第4回の現場検査を実施した日以降	0.0

第1号様式

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定による  
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

年　月　日

株式会社愛媛建築住宅センター

代表取締役 ○○ ○○ 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

印

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規程に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日（完了した日）を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価交付番号 第 号

2. 設計住宅性能評価交付年月日 年 月 日

3. 設計住宅性能評価交付者

4. 検査対象工程に係る工事

5. 検査対象工程に係る工事の完了（予定）年月日 年 月 日

6. 建築場所 以上  
(注意)

数字は算用数字を用いて下さい。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。

2 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 一の申請者が、共同住宅等の複数の住戸に係る通知を行う場合、この通知一部をもって通知を行うことができます。

住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条第1項		
評価員証		
氏名		
登録番号		
有効期限	年	月
上記の者は、当社が選任した評価員であることを証する		
〒790-0003		
株式会社 愛媛建築住宅センター		松山市三番町四丁目4番地7
電話 089-931-3336		

住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条第1項		
評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者		
氏名		
登録番号		
有効期限	年	月
上記の者は、当社が選任した評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者であることを証する		
〒790-0003		
株式会社 愛媛建築住宅センター		松山市三番町四丁目4番地7
電話 089-931-3336		